

令和7年度集团指導 指定障害福祉サービス

【共同生活援助】

目次

1. 人員基準（従業員の員数）
2. 利用者数の算定
3. 設備に関する基準
4. 運営に関する基準
5. 報酬の算定基準

1. 人員基準（従業者の員数）

（1）介護サービス包括型

職名	配置基準
管理者	常勤かつ、原則専従だが支障がなければ兼務可
サービス管理責任者	資格要件有 利用者数30以下：1人以上 利用者数31以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数
世話人	常勤換算。前年度平均利用者を6で除した数以上
生活支援員	常勤換算。障害支援区分ごとに掲げる数の合計数以上 障害支援区分3の利用者数の数を9で除した数以上 障害支援区分4の利用者数の数を6で除した数以上 障害支援区分5の利用者数の数を4で除した数以上 障害支援区分6の利用者数の数を2.5で除した数以上 ※区分3以上の利用者居ない場合は配置は不要だが「前年度の平均利用者数」で考えることに注意すること。

1. 人員基準（従業者の員数）

（2）日中サービス支援型

職名	配置基準
管理者	常勤かつ、原則専従だが支障がなければ兼務可
サービス管理責任者	資格要件有 利用者数30以下：1人以上 利用者数31以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数
世話人	常勤換算。前年度平均利用者を5で除した数以上
生活支援員	常勤換算。障害支援区分ごとに掲げる数の合計数以上 障害支援区分3の利用者数の数を9で除した数以上 障害支援区分4の利用者数の数を6で除した数以上 障害支援区分5の利用者数の数を4で除した数以上 障害支援区分6の利用者数の数を2.5で除した数以上 ※区分3以上の利用者居ない場合は配置は不要だが「前年度の平均利用者数」で考えることに注意すること。

※ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上夜間支援員を配置すること。世話人及び生活支援員のうち1人以上は常勤であること。

1. 人員基準（従業者の員数）

（3）外部サービス利用型

職名	配置基準
管理者	常勤かつ、原則専従だが支障がなければ兼務可
サービス管理責任者	資格要件有 利用者数30以下：1人以上 利用者数31以上：1人に利用者が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数
世話人	常勤換算。前年度平均利用者を6で除した数以上 ※平成26年4月1日において現に存する事業所においては、当面の間、10で除した数以上
生活支援員	配置基準無し ※ただし、受託居宅介護サービス事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託契約の締結すること。

1. 人員基準（従業者の員数）

（4）常勤換算方法

①世話人：利用者の数を6で除した数以上

(例)利用者を12人とし、常勤の勤務時間が1週間40時間とした場合

40時間×（12÷6）人＝80時間以上確保する必要がある。

②生活支援員：障害支援区分ごとに算定が必要。

(例)利用者12人（区分6：2人、区分5：4人、区分4：6人）とし、常勤の勤務時間が1週間40時間とした場合

区分6：40時間×（2÷2.5）人＝32時間、区分5：40時間×（4÷4）人＝40時間

区分4：40時間×（6÷6）人＝40時間 区分6～4の合計112時間以上確保する必要がある。

（5）世話人及び生活支援員の要件等

①障害福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。

②利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本とし、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該時間帯以外におけるサービス提供に必要な員数を確保するものとする。

2. 利用者数の算定

(1) 前年度の平均利用者数

従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日～翌年3月31日）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数以上とする。この算定にあたっては、小数点第2位以下を切り上げとする。

ただし、入所等した日を含み、退所した日は含まないものとする。

<新設・増改築等の場合の利用者数について>

- ①新設・増床等から6月未満の間は、利用定員の90%が利用者の数とする。
- ②新設・増床等から6月以上1年未満の間は、直近6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日で除して得た数とする。
- ③定員減または減床等の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数の延べ人数を当該3月間の開所日数で除した数とする。

3. 設備に関する基準

(1) 立地

指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

(2) 共同生活住居

複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等共有する1つの建物をいう。

なおマンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における入居定員の合計数が、基準第20条第4項及び第5項に規定する共同生活住居の入居定員を超える場合にあっては、建物内全ての住戸を共同生活住居とすることは認められない。

⇒共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作り等に配慮すること。

4. 運営に関する基準

(1) 入退居及びその記録等について

- ・事業者は、利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。
- ・事業者は、利用者の退居の際は利用者の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、またはこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行うこと。
- ・入退居の際に、事業者の名称、入退居の年月日、その他必要な事項を受給者証に記載し、市町村へ報告しなければならない。

留意事項

- ・最新の受給者証の写しを事業所で保管すること。
- ・契約内容等が変更になった場合は、受給者証の事業所記入欄を修正し、支給決定市町村へ報告してください。

4. 運営に関する基準

(2) 利用者負担額の受領

- ① サービスを提供した際は、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- ② 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から当該支援に係る支援費用基準額の支払いを受けるものとする。
- ③ 支援において提供される便宜に要する費用のうち「食材料費」「家賃」「光熱水費」「日用品費」「日常生活で通常必要となる費用であって利用者が負担することが適当である費用」の額の支払いを利用者から受けることができる。

留意事項

- ・ ①～③までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しなければならない。
- ・ ③の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- ・ 給付費の対象となっているサービスと重複する内容の費用は徴収することができません。
- ・ **共益費、施設利用料、お世話料等といったあいまいな費目については徴収は認められません。**
- ・ 運営規定等に費用の額を明記する必要がありますが、その都度変動する項目については「実費」でも構いませんが、利用者へ説明を行ってください。

4. 運営に関する基準

(3) 地域との連携等 **※令和6年度は努力義務、令和7年度より義務化**

- ①指定共同生活援助の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域住民やボランティア団体等と連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること。
- ②指定共同生活援助び提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の関係者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者などにより構成される協議会（地域連携推進会議）をおおむね年1回以上開催し、運営に係る状況報告、必要な要望、助言などを聴く機会を設けなければならない。
- ③地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、協議会構成員が事業所を見学する期間を設けなければならない。
- ④事業者は、②の開催による報告等の記録を作成・公表し、5年間保存しなければならない。
- ⑤②～④について、サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合は適用しない。

留意事項

- ・厚生労働省ホームページに「地域連携推進会議の手引き」が示されていますので、必ずご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)
- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html) を参照してください。

5. 報酬の算定基準

(1) 日中支援加算（日中サービス支援以外）

・日中支援加算Ⅰ・・・高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上）であって日中を共同生活住居以外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対し、**個別支援計画に位置付けられたうえで支援**を行った場合。土日・祝日の算定は不可。

・日中支援加算Ⅱ・・・心身の状況等により日中活動サービスを利用することになっている日に当該サービスを利用することができないとき、**共同生活援助計画等に位置付けて**計画的に地域活動支援センター、介護保険サービス、精神科デイ・ケア等や就労のため出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護などの支援を行った場合。日中活動サービス等の利用予定日が土日・祝日であれば算定可能。

(2) 日中支援従事者の配置について

人員配置に規定する生活支援員と世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従業者を加配しなければならない。なお、この場合の日中支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間について、人員基準で規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間に含めてはならないものである。（日中支援従事者は生活支援員又は世話人以外の委託された者でも可）

留意事項

・個別支援計画等に具体的な支援内容を記載し、実施した支援についても業務日誌等に記録すること。

5. 報酬の算定基準

(3) 入院時支援特別加算

- ・対象：家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者に対し行う支援
- ・支援内容：入院期間中の病院等との連絡調整及び被服等の準備等から退院後の円滑な生活移行が可能となるよう支援を行うこと。また、その支援内容を記録すること。
- ・ひと月の入院日数の合計数（入院初日及び最終日を除く）に応じて、ひと月に1回を限度に加算可。
- ・ひと月の入院期間が、3日以上7日未満：少なくとも1回以上訪問すること。
7日以上：少なくとも2回以上訪問すること。

留意事項

- ・入院期間が複数月にまたがる場合、2月目以降の加算の取扱いについて、当該月の入院日数が3日に満たない場合は、その月は加算対象外。
- ・入院時に支援が必要となる利用者については、個別支援計画に位置付ける必要があります。
- ・支援内容の記録は、「いつ」「誰が」「どのような支援内容」が分かるよう記録すること。

5. 報酬の算定基準

(4) 長期入院時支援特別加算

- ・対象：家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者に対し行う支援
- ・支援内容：原則、病院等へ週1回以上訪問し、長期入院期間中の病院等との連絡調整及び被服等の準備等から退院後の円滑な生活移行が可能となるよう支援を行うこと。また、その支援内容を記録すること。
- ・入院初日及び最終日を除き、入院期間が3日以上の場合に算定可能。

留意事項

- ・1回の入院で入院初月から3月間まで算定可能
- ・入院時支援特別加算を算定する月は、当該加算の算定は不可。最初のひと月目で入院時支援特別加算を、ふた月目で長期入院時支援特別加算を算定することは可能。
- ・原則、病院等へ週1回以上訪問する必要があるが、利用者側の理由で訪問することができない場合は、その旨を記録すること。
- ・入院時に支援が必要となる利用者については、個別支援計画に位置付ける必要があります。
- ・支援内容の記録は、「いつ」「誰が」「どのような支援内容」が分かるよう記録すること。

5. 報酬の算定基準

(5) 帰宅時支援加算／長期帰宅時支援加算

対象：利用者の帰宅に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合

支援内容：利用者が帰宅している間、家族等との連携を十分に図り、居宅等における生活状況等を十分に把握、グループホームに帰宅する日時の調整等、その内容を記録すること。

- ・外泊初日及び最終日を除き、帰宅期間を確認し算定すること。
- ・帰宅時支援加算は月1回。長期帰宅時支援加算は3月に限る。また、月をまたがる場合、2月目の外泊日数が3日に満たない場合は、2月目は加算を算定しない。

留意事項

- ・帰宅時支援加算が算定される月は長期帰宅時支援加算の算定不可。またその逆も算定不可。
- ・支援内容の記録は、その都度「誰が連絡したか」「生活の様子等」が分かるよう記録すること。
- ・利用者が公共交通機関を利用する場合、発車時刻や乗車降車方法等、帰宅前の荷物の確認等の支援を行うこと。
- ・帰宅時に支援が必要となる利用者については個別支援計画にその旨記載してください。

5. 報酬の算定基準

(6) 夜間支援等体制加算

区分	要件
夜間支援等体制加算Ⅰ	夜勤 を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供する体制を確保していること。
夜間支援等体制加算Ⅱ	宿直 を行う夜間支援従業者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保していること。
夜間支援等体制加算Ⅲ	夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、 常時の連絡体制又は防災体制を確保 していること。
夜間支援等体制加算Ⅳ	加算Ⅰを算定している事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を加配し共同生活住居を巡回させることにより、 <u>夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護などの提供が行える体制を確保</u> していること。
夜間支援等体制加算Ⅴ	加算Ⅰを算定している事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を加配し共同生活住居を巡回させることにより、 <u>夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて必要な介護などの提供が行える体制を確保</u> していること。
夜間支援等体制加算Ⅵ	加算Ⅰを算定している事業所において、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、 <u>夜間及び深夜を通じての定時的な居室の巡回や緊急時の支援の提供が行える体制を確保</u> していること。

- ・夜間に支援を行ったことが分かるように必ず記録を残してください。
- ・加算区分によっては、個別支援計画への位置づけが必要です。事業所にて必ず確認してください。

5. 報酬の算定基準

厚生労働省HP「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」 より一部抜粋

(問1) 人員配置体制加算

従来の常勤換算方法では、常勤で雇用される従業者は有給休暇や病休（1月未満に限る）があっても常勤換算数1人として計算していたが、特定従業者数換算方法においては雇用形態に問わずに計算するのか。有給休暇や病休があった場合、そのまま特定従業者数換算数が減る計算になるのか。

(答) 貴見のとおり。

(問2) 退去後共同生活援助サービス・退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費

退去後に他の共同生活援助を行う住居に入居する場合においても、当該報酬を算定することは可能か。

(答) 退去後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費は、共同生活住居から一人暮らし等に移行した者について、居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助を提供することを趣旨としているため、支給決定の対象とならない。

5. 報酬の算定基準

厚生労働省HP「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」 より一部抜粋

(問3) 退去後共同生活援助サービス・退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費①

退去後共同生活援助サービスと、自立生活援助又は地域定着支援とを併給する場合、同一法人の自立生活援助事業所又は地域定着支援事業所であっても算定可能か。

(答) 貴見のとおり。ただし、当該利用者に対して退去後（外部サービス利用型）共同生活援助サービスを実施する従業者と自立生活援助又は地域定着支援を実施する従業者とを同一人物が兼務している場合は、算定できない。

(問4) 退去後共同生活援助サービス・退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費②

退去後共同生活援助サービスについては、留意事項通知において「おおむね週1回以上の支援を行う」とされているが、算定自体は月2回以上の訪問等による支援を行った場合に算定可となっているので、実際はその程度の頻度での支援でも差し支えないか。

(答) 月途中から利用を開始する場合や、サービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、基本報酬の算定においては月2回以上の訪問等による支援を行うことを要件としているが、事業所側の事情により、安易に訪問頻度を減らすことはあってはならない。

5. 報酬の算定基準

厚生労働省HP「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」 より一部抜粋

(問5) 自立生活支援加算Ⅰ

移行支援住居から他の共同生活住居に移行した者において、自立生活支援加算Ⅰを移行した日の属する月から算定することは可能か。

(答) 自立生活支援加算Ⅰは、すでに共同生活住居に入居している利用者において、本人が居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者である場合に、退居に向けて個別支援計画を見直し、支援を行うことにより算定できるものであることから、対象とならない。

(問6) 自立生活支援加算Ⅰ、自立生活支援加算Ⅲ

自立生活支援加算Ⅰと自立生活支援加算Ⅲを同一利用者に対して同時に算定することは可能か。

(答) 自立生活支援加算Ⅰは、すでに共同生活住居に入居している利用者において、本人が居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者である場合に、退居に向けて個別支援計画を見直し、支援を行うことにより算定できるものである。一方で自立生活支援加算Ⅲは移行支援住居の利用を希望する利用者に対して、移行支援住居への入居前に個別支援計画を作成することを要件とするものであることから、これらを同時に算定することはできない。

5. 報酬の算定基準

厚生労働省HP「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」 より一部抜粋

(問7) 自立生活支援加算Ⅰ

共同生活援助事業所を退居し単身等での生活をおこなっていた者が、やむを得ない事由（病気等）により単身等での生活を止め、共同生活援助事業所に戻った後、再度単身等での生活を希望する場合、一度当該加算を算定した利用者に対し、再度加算を算定することは可能か。

(答) 当該指定共同生活援助事業所において、個別支援系計画を見直したことにより一人暮らし等の意向に向けた専門的な支援を行ったことを評価するものであることから、当該事業所に入居している期間について1回に限り算定することが可能である。ただし、退居した後、再度指定共同生活援助を利用した場合において、当該加算の算定要件を満たした場合には算定可能である。

厚生労働省HP <障害者福祉> にて、その他の報酬改定等に関する解説等が掲載されていますので、各自ご確認ください。

おわりに

以上で、本研修を終わります。

受講後は「那覇市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

今後、集団指導の開催方法について「対面」又は「動画視聴」どちらが良いか受講報告に併せてご意見をご記入ください。